

令和8年度 奈良市PHRを活用した保健指導業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 奈良市PHRを活用した保健指導業務委託

2 目的

本業務は、奈良市国民健康保険の被保険者のうち、糖尿病発症リスクが高い層（糖尿病予備群等）を対象に、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）および血糖値管理ツール等のデジタル技術を活用した保健指導を実施することで、対象者自身の血糖変動の可視化と行動変容を促し、糖尿病の発症予防および重症化予防を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 対象者

奈良市国民健康保険の被保険者であり、令和9年3月31日時点まで引き続き加入者である見込みの者で、市が指定した次の要件を全て満たす者。

- (1) 令和7年度中の健康診断結果等が、以下のいずれかの範囲内であること。
 - ・HbA1c と空腹時血糖の両方の値がある場合
 - ① HbA1c の値が 6.5%～6.9%かつ空腹時血糖の値が 125 mg/dl 以下
 - ② HbA1c の値が 5.5%以下かつ空腹時血糖の値が 110～140 mg/dl
 - ③ HbA1c の値が 5.6%～6.4%かつ空腹時血糖の値が 140 mg/dl 以下
 - ・HbA1c もしくは空腹時血糖のいずれかの値しかない場合
 - ④ HbA1c の値が 5.6%～6.4%
 - ⑤ 空腹時血糖の値が 110～125 mg/dl
- (2) 糖尿病、慢性腎不全等の治療中でないこと。
- (3) 投薬を受けていないこと。投薬を受けている場合は、主治医より本事業への参加について承諾を得ていること。
- (4) 妊産婦でないこと。

5 予定人数

100名（7月末を募集締切とし、8月から開始する予定）

6 業務内容

受託者は、対象者に対し、血糖値管理ツール（FreeStyle リブレ2等）および歩数・食事等の生活習慣を一元管理できるPHRシステムを利用し、以下の業務を行う。

(1) 参加勸奨業務

本市から提供される対象者リストに基づき、受託者は以下の業務を実施する。

- ア 勸奨資材（チラシ、申込書等）の作成・印刷
- イ 対象者への封入・発送作業
- ウ 参加決定通知の送付（WEB）

(2) 実施準備業務

初回面談開始までに、以下の物品および環境を対象者に提供すること。

- ア 血糖値管理ツール（FreeStyle リブレ2等）およびPHR利用に必要な ICT 機器の貸与または提供。
- イ 機器の設定、使用方法、PHRシステムの操作マニュアルの提供。
- ウ 対象者向けの説明会（集合形式またはオンライン形式）の実施。いずれの参加者も使用できるように説明や利用支援を行うこと。

(3) 保健指導の実施（プログラム期間：約3か月間）

指導実施者は、保健師、管理栄養士等の専門資格を有し、かつ特定保健指導の実施要件（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項）を満たす者とする。

また、血糖値管理ツール等は、保健指導開始期間の前半2週間、後半2週間の計2回装着し、血糖モニタリングによる血糖推移の可視化を図ること。

ア 初回面談（遠隔形式）：

ICT ツールを用いたビデオ通話等により実施。面談時間は、対象者一人当たり30分程度を確保すること。健診結果に基づき、対象者と共に3か月間の行動目標および行動計画を策定する。

イ 継続支援：

対象者に合わせて電話、ICT・メール等のいずれかで実施すること。PHRデータ（血糖推移、歩数、食事等）をモニタリングし、システム内メッセージやメール、電話等のうち、対象者の生活背景やICT習熟度、希望等に応じて最適な手段を適宜選択し、5回以上の個別指導を行う。

指導にあたっては、画一的な定型文の送付を避け、PHRから得られる日々の生活実態や対象者の反応に即した個別性の高い助言を行うことで、対象者の意欲維持と満足度の向上に努めること。

計測結果等により参加要件の範囲外となった高リスク者へは受診勸奨を行い、指導を中断するものとする。対象者が継続を希望するときは、医療機関を受診のうえ所定の文書を提出し、専門医が継続可能と判断した場合に、指導を再開するものとする。

ウ 最終評価：

プログラム終了時に、電話または ICT ツール（システム内メッセージ・メール等）のうち、対象者の特性や希望に応じた最適な手段により、少なくとも 1 回以上の個別指導（最終評価）を実施すること。

内容は、3 か月間の行動目標の達成状況、体重・腹囲等の身体変化、および PHR データに基づいた行動変容の定着度を確認すること。

評価にあたっては、対象者の努力や成果を肯定的にフィードバックし、プログラム終了後も自立して健康管理を継続できるよう、個々の状況に合わせた具体的な生活習慣維持に向けた支援（アドバイス）を行うこと。

（４）医療連携および安全管理

ア 医学的緊急対応体制の整備：

プログラム期間中、対象者に急激な血糖値上昇等の医学的リスクが懸念される場合に備え、糖尿病専門医等に速やかにコンサルテーション（助言受領）ができる体制を構築しておくこと。緊急性の高い事案が発生した場合は、直ちに本市へ報告するとともに、対象者へ受診を強く促す等の適切な措置を講じること。

イ ヘルプデスク体制（電話・メール等）の構築

参加者が円滑にプログラムを継続できるよう、機器操作やアプリの不具合、PHR 連携のトラブル等に迅速に対応するヘルプデスク体制（電話・メール等）を構築すること。

7 報告および納品物

受託者は、本事業のすべての業務を完了したときは、速やかに以下の成果物を本市に提出すること。

（１）実績報告書

- ・事業全体の結果分析（数値改善、行動変容の状況等）
- ・受診勧奨の実施状況および受診確認結果
- ・利用者満足度調査の結果（丁寧な指導が行われたかの検証を含む）
- ・PHR データの活用状況および個別指導の具体的事例（匿名化されたもの）

（２）個人別保健指導結果レポート（特定保健指導を兼ねる場合は xml データを含む）

8 データ授受および個人情報の取扱い

- （１）データの授受は原則として L G W A N または本市が指定する安全な方法で行う。
- （２）受託者は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、本業務で得た情報を目的外に使用してはならない。
- （３）業務終了後、本市から提供された個人情報および業務遂行中に発生した個人情報は、本市の指示に従い速やかに返却または消去すること。

9 契約金額の変更および精算

(1) 仕様の変更

委託者は、業務実施の過程において、本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出ることがある。この場合、契約金額の範囲内において仕様の変更に応じるものとする。

(2) 出来高による精算

本業務の支払いは、実施された工程の出来高に応じた実績精算（減額有り）とする。

「5 予定人数」に満たない場合は、「6 業務内容（3）保健指導の実施」にかかる費用について、次項に定める単価に基づき、実際に行われた指導人数（出来高）に応じて精算するものとする。

(3) 精算の対象範囲

指導完了（最終評価完了）をもって精算の対象とする。ただし、受託者が適切な指導を行ったにもかかわらず、対象者の都合等により中断に至った者についても、受託者の責によらない理由であると委託者が認める場合は、精算（出来高）に含めることができるものとする。

(4) 入札時の積算内訳書の提出

受託者は、入札時に「参加勧奨・実施準備業務（固定費）」と「保健指導1人あたりの単価」を明記した積算内訳書を添付すること。なお、参加勧奨業務および実施準備業務等にかかる費用については、原則として実績精算の対象外（固定額）とする。

(5) 増額の可能性：

対象者が予定人数を超過し、かつ委託者が必要と認める場合は、上記単価に基づき協議の上、契約金額を増額することができるものとする。

10 その他の特記事項

(1) 受託者は、持続血糖測定器（CGM）を用いた糖尿病重症化予防または保健指導業務の受託実績を、過去3年以内に1件以上有すること。

(2) 受託者は、過去3年以内に中核市以上の自治体、またはこれに準ずる規模の保険者（都道府県、国民健康保険組合等）において、糖尿病重症化予防事業またはPHRを活用した保健指導業務の受託実績を1回以上有すること。

(3) 奈良県内でFreeStyle リブレ2等を使用した業務実績を有すること。

(4) 受託者は、本市との連絡調整を円滑に行うための責任者を1名以上配置すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項および業務遂行に付随する詳細な事務手続き（事業実施に係る注意事項等）については、契約締結後、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

(6) 受託者は、契約締結後速やかに「業務実施計画書」を提出し、本市の了承を得なければならない。計画書には、詳細な工程表及び緊急時の連絡体制等を明記すること。